

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 全市に関する基本方針

(1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

熊本市には、国指定の文化財 38 件、県指定の文化財 90 件、市指定の文化財 111 件、合計 239 件の有形・無形の指定文化財が存在し、国の登録有形文化財として 25 件の建造物が登録されている。これらの文化財は、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき保存、活用されている。また、本市の歴史・文化・自然環境の継承、教育普及や観光振興の資源となる未指定文化財も数多く残されている。

今後とも、指定文化財については、関連法令に基づき、適切な保存管理を行い、所有者や管理者と連携した保存や修理・整備等を推進するとともに、未指定文化財については、専門家による学術調査・研究を実施し、必要に応じて文化財指定を検討するなど、保存及び活用に向けた取組を検討していく。

また、これらの指定文化財、あるいは未指定の文化財を確実に後世に伝えていくために、それぞれの文化財単体ではなく、周辺環境を含めた一体的な保存・活用、あるいは防災対策等を進めるとともに、その価値を広く周知するために普及・啓発のための情報発信を推進する必要がある。

特別史跡熊本城跡保存活用計画や史跡熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画など、こうした取組を継続していくうえでも、所有者や管理者に対する適切な指導・助言を続け、適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

さらに、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うために、未指定の文化財も含めた文化財の総合的な把握と文化財の保護や活用の方針などをまとめた「文化財保存活用地域計画」の策定も将来的に検討していく。

■有形文化財（建造物）・遺跡

有形文化財（建造物）・遺跡は、特別史跡熊本城跡をはじめとして、多くの建造物や史跡が平成 28 年（2016）熊本地震の被害に遭った。その際、発災直後から文化財ドクター事業等による被災文化財（未指定含む）の被害状況等の調査を実施し、その結果を基に熊本県の支援制度等も創設され、修復が現在も進められている。

保護にあたっては、国指定の文化財の場合、指定後の適切な保存及び活用のため、特別史跡熊本城跡保存活用計画や史跡熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画等のように、指定物件ごとに保存活用計画を策定し、同計画に基づいた保

護、修理や整備、防災対策などを行う。県及び市の指定文化財、又は未指定の文化財は、所有者や管理者等と適切な保存及び活用について協議し、そのうえで修理や整備、防災対策などを行う。

■無形文化財・無形民俗文化財

無形文化財・無形民俗文化財は、近年の少子高齢化や若年層の減少などにより、伝統文化活動の担い手が減少している。無形文化財・無形民俗文化財の保護に当たっては、その活動を記録し、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損し、毀損の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に指定文化財の修理や整備の実施にあたっては、文化財保護法や熊本県及び熊本市の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や熊本県教育委員会、熊本県文化財保護審議会、熊本市文化財保護委員会などの関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財の修理や整備は、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者等の財政的負担の軽減を図る。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、熊本市の歴史資料を総合的に収蔵・展示する拠点施設である熊本博物館のほかに、文化財の情報を個別に発信する熊本城ミュージアムわくわく座や熊本市田原坂西南戦争資料館、熊本市塚原歴史民俗資料館、くまもと工芸館などの施設があり、来訪者の歴史学習、遺跡や文化に対する意識の醸成に寄与する機能を担っている。これらの施設が連携するとともに、熊本県立美術館などの市内の県施設など関係施設とも連携し、文化財の保存・活

用を実践していく必要がある。

また、本市は指定・未指定を含め、多数の文化財を有しており、それぞれが歴史的、文化的価値を有していることから、その価値を説明する案内板を設置している。しかし、経年劣化による老朽化や案内板が未設置の指定物件も見受けられる。今後はそれらの計画的な整備を推進するとともに、観光案内サイン等の表示の統一化と多言語化など、より充実した情報発信に努める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図るうえでは、文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。そのため都市計画法や熊本市景観条例、熊本市屋外広告物条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全することが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、改善や除去を検討するとともに、整備・再整備をする際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

防火対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置に努めるとともに、防災教育や訓練を所有者や管理者等と実施する。訓練に関しては、文化財防火デー等の期間に、所有者や管理者等及び消防組織と協力して実施することで、所有者や管理者のみにとどまらず、こうした消防組織においても文化財の防災に関しての意識の醸成に努める。

地震対策として、各指定物件の種別や性質に応じた地震対策を実施するとともに、必要に応じて耐震補強等を実施し、毀損・滅失のリスク軽減を図る。

また、美術工芸品などの有形文化財は、盗難に遭わないように防犯設備設置を推奨するとともに、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

市民一人一人が熊本市の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切にす
る気持ちを育むため、継続的な文化財の有効活用を通して普及・啓発を
図る取組が重要である。

市内外の人々を対象として実施する普及・啓発は、観光案内サイン等
の整備や歴史講座などの自主講座の開催、観光ボランティア等による
ガイド活動やイベントの開催などにより、広く普及・啓発を図る。

活用に向けた普及・啓発は、文化財の所在する地域やテーマごとに
周遊するコースを設定するなど、個々の文化財を関連付けたストー
リー性のある事業を展開していく。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は膨大である。それぞれの遺
跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実
践している。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出の必要
を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業
者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握
を行い、その調査結果については、熊本県と情報共有を行いながら、
適切な保護措置を実施している。

なお、「周知の埋蔵文化財包蔵地」については、調査結果を踏まえ、
適宜更新していく。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第21条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされているが、
本市では文化財の保護及び活用並びに埋蔵文化財の発掘調査に関す
ることについて、市長部局の補助執行としている。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として熊本市文化
財保護委員会条例に基づき、熊本市文化財保護委員会が設置されて
おり、各分野から選任された委員12名（歴史1名、考古1名、建築1
名、美術1名、植物1名、土木1名、民俗1名、文学1名、石造物1
名、文化一般3名）で構成されている。その事務は、市長部局の文
化振興課が行っており、令和元年度は、事務1名、文献史学1名、
考古1名、建築1名という体制である。ただし、文化財の指定、指
定の解除及び保存並びに活用等の事項に関し、熊本市教育委員
会の諮問に応じ、熊本市文化財保護委員会に諮ることとしている。

(9) 文化財の保存・活用に関わる住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、熊本市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが不可欠である。

本市には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体や NPO 法人等が多数存在し、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に寄与している。また、文化財の保存・活用、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。以下に熊本市の代表的な市民団体や NPO 法人等を列記する。

熊本市の文化財の保存・活用や地域活動等に関わる代表的な団体一覧 (50音順)

名称	活動エリア	活動概要
出水南校区自然と歴史・文化の会	出水	地域の自然や歴史・文化遺産の調査研究
NPO法人一新まちづくりの会	新町（一新校区）	地域の歴史文化等の継承・保存等に係る活動等
上南部肥後神楽保存会	上南部、東区全域	市指定無形民俗文化財「肥後神楽（上南部）」の保存継承
川尻大渡獅子保存会	川尻	地域に残る民俗芸能「大渡獅子」の保存継承
川尻精霊流し花火大会実行委員会	川尻	川尻精霊流し、花火大会の開催
河尻神宮	川尻	河尻神宮春・秋期大祭の開催
開懐世利六菓匠	川尻	和菓子文化の継承とまちおこし
北岡神社	古町、春日、二本木	北岡神社例大祭（祇園祭）の開催
清水甲神楽保存会	植木町田底	地域に残る民俗芸能「清水菅原神社神楽」の保存継承
木原神楽保存会	富合町木原	地域に残る民俗芸能「木原神楽」の保存継承
公益財団法人 熊本国際民藝館	龍田	民藝展示会の開催等
熊本三州会	川尻	西南の役薩軍戦没者慰霊祭の開催
一般財団法人 熊本城頭彰会	市内全域	広報誌の発行・史跡めぐりの開催等
熊本新町獅子保存会	新町、井川淵	市指定無形民俗文化財「新町獅子舞」の保存継承
NPO法人くまもと漱石文化振興会	市内全域	夏目漱石の文化遺産の保存・活用等
NPO法人熊本まちなみトラスト	市内全域	近代建築等の保存・活用に関する研究・交流等

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

小泉八雲熊本旧居保存会	市内全域	周年事業の開催等
小堀流踏水会	市内全域	県指定重要無形文化財「小堀流踏水術」の保存継承
金春流松融会	水前寺 外	出水神社新能の開催等
史跡案内人の会	川尻	川尻史跡めぐりの開催等
公益財団法人 島田美術館	島崎	伝統美術展の開催等
白梅青年会	古町	白梅天満宮大祭の開催
白浜神社岩戸神楽保存会	河内町白浜	市指定無形民俗文化財「白浜岩戸神楽」の保存継承
一般財団法人 神風連資料館	黒髪	広報誌の発行・企画展の開催等
新町・古町町屋研究会	新町・古町	地域に残る町屋の保存・活用等に係る活動等
水前寺活性化プロジェクトチーム	水前寺	地域の歴史文化等の発展と住民の交流等
西南戦争田原坂顕彰会	市内全域	周年事業の開催等
託麻三山会	託麻北	神園山を中心とした史跡清掃等ボランティア活動
たくま八十八ヶ所巡り実行委員会	託麻	託麻新四国八十八ヶ所巡りの開催
NPO 法人武田流流鏑馬保存会	市内全域	県指定重要無形文化財「武田流（細川流）騎射流鏑馬」の保存継承
池辺寺跡財宝管理委員会	池上	観音祭の開催、教育・普及活動等
並建雅楽会	市内全域	地域に残る伝統芸能「並建雅楽」の保存継承
野出春日神社大神楽保存会	河内町芳野	市指定無形民俗文化財「野出春日神社大神楽」の保存継承
肥後神楽会	市内全域	県指定重要無形民俗文化財「肥後神楽」の保存継承
肥後ちょんかけごま保存会	市内全域	市指定無形民俗文化財「肥後ちょんかけ」の保存継承
平山神社神楽保存会	松尾町平山	市指定無形民俗文化財「肥後神楽（平山）」の保存継承
藤崎八幡宮	井川淵	藤崎八幡宮例大祭の開催
宮本武蔵顕彰会	市内全域	周年事業の開催等
無田口獅子保存会	飽田	地域に残る民俗芸能「無田口獅子」の保存継承
柚木神楽保存会	硯川	市指定無形民俗文化財「柚木神楽」の保存継承
横井小楠顕彰会	市内全域	周年事業の開催等
立福寺神楽保存会	立福寺	市指定無形民俗文化財「立福寺神楽」の保存継承
六殿宮流鏑馬保存会	富合町木原	地域に残る伝統技術「六殿宮流鏑馬」の保存継承
六殿神社秋季例大祭実行委員会	富合町	六殿神社秋季例大祭の開催

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内の建造物等文化財には、重要文化財が2件（城下町地区2）、特別史跡が1件（城下町地区1）、国指定の史跡が1件（川尻地区1）があるほか、県指定文化財は、1件（城下町地区1）、登録有形文化財が5件（城下町地区4、川尻地区1）ある。

これらの指定文化財は、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。城下町地区では、昭和57年度（1982）に「特別史跡熊本城跡保存管理計画」が策定され、平成30年（2018）に「特別史跡熊本城跡保存活用計画」に改訂された。川尻地区では、平成26年（2014）から平成27年（2015）に「史跡熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画」を策定した。これらの計画のもとに、文化財の復旧を図るとともに、今後も引き続き、各指定等文化財の特徴や特性に応じた計画的な保護を図る。

未登録・未指定の有形文化財は、熊本地震等により損傷が進行し、滅失の恐れがあるため、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用を検討する。また、歴史的風致形成建造物に指定のうえ、修理を実施するとともに、国の有形文化財に登録されるよう努める。また、市指定文化財等への指定を検討する。併せて、地域に根付く伝統行事などの無形民俗文化財等は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。

<重点区域に関わる事業>

- 1-1. 歴史的風致形成建造物助成事業（令和2年度～令和11年度）
- 1-2. 熊本城復旧事業（平成28年度～令和11年度）
- 1-3. 景観重要建造物・景観形成建造物助成事業（平成11年度～令和11年度）
- 1-4. 町並み復旧保存支援事業（平成29年度～令和2年度）

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、城下町地区においては、重要文化財の熊本城や特別史跡熊本城跡をはじめ、国の登録有形文化財の長崎次郎書店やピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）等があり、川尻地区においては、国指定の史跡熊本藩川尻米蔵跡や国の登録有形文化財の今村家住宅があり、そのほか多くの未指定文化財が存在する。

これらの文化財は、平成28年（2016）熊本地震や経年劣化による内外の毀

損が進行しており、滅失の恐れがあることから、なるべく早い時期の修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。国の登録有形文化財、未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定のうえ、修理や活用などに係る費用に対して支援する。

＜重点区域に関わる事業＞

- 1-1. 歴史的風致形成建造物助成事業【再掲】
- 1-2. 熊本城復旧事業【再掲】
- 1-3. 景観重要建造物・景観形成建造物助成事業【再掲】
- 1-4. 町並み復旧保存支援事業【再掲】

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点地区内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、熊本市に関する文化財等を保存し、情報発信をしている熊本博物館を筆頭に、熊本城ミュージアムわくわく座、くまもと工芸会館などがあり、情報発信拠点として各地区の特徴を活かした SNS・チラシ・マップ作成等による情報発信を進める。

また、史跡熊本藩川尻米蔵跡に散策拠点としての機能を持たせることにより、現地において来場者をもてなす環境を向上させる。

重点区域内の文化財は、その価値を説明する案内板の老朽化または未設置、さらに市役所内でも案内板や誘導サイン等の設置時に統一ルールがないため、現状のガイダンス機能に不都合が生じていることから、それぞれを整理して表示の統一化と外国語対応を図る。また、地区内に周遊ルートを設定するとともに無料 Wi-Fi を整備し、観光周遊を促進させる。

＜重点区域に関わる事業＞

- 3-4. くまもと工芸会館管理運営事業（平成17年度～令和11年度）
- 4-3. 観光周遊促進事業（令和2年度～令和11年度）
- 4-5. 川尻米蔵利活用事業（平成23年度～令和11年度）
- 5-4. 情報発信推進事業（令和2年度～令和11年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域には、歴史的建造物や史跡等が多く残り、歴史的風致が形成されている一方で、まちなみの近代化も進んでおり、歴史的風致にそぐわない建築物や工作物も散見される。景観計画では、熊本城周辺地域を重点地域として位置づけ、熊本城に配慮した高さ規制等を行うとともに、川尻地区を歴史的な街並み地区として位置付け、色彩の基準を設けている。また、新町・古町地区、川尻地区では、地域と協働で町並みガイドラインの策定や町屋等の保存活用を行うことで、風情を感じられる町並みづくりを進めており、今後ガイドラインの周知に努めることで制度の運用促進を図る。

併せて、道路空間の整備や空き地を活用した広場の整備を検討するほか、高麗門・御成道跡や坪井川の活用についても検討することで、都市機能と歴史的環境の調和のとれたまちなみ形成を実施していく。

<重点区域に関わる事業>

- 1-5. 町屋等活用促進事業（令和2年度～令和11年度）
- 2-1. 町並みづくり助成事業（平成24年度～令和11年度）
- 2-2. 道路空間整備事業（平成27年度～令和11年度）
- 2-3. 空地等活用事業（令和2年度～令和11年度）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に位置する特別史跡熊本城跡や重要文化財である熊本城などの主要な文化財においては、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備が設置されている。その維持管理を行うとともに、防災教育や訓練を実施する。訓練に関しては、文化財防火デー等の期間に、所有者や管理者だけでなく、各関係機関及び消防組織と協力して実施することで、各関係機関においても文化財の防災に関しての意識の醸成に努める。また、歴史的建造物の多くが木造であることから、消防組織による文化財の予防的な査察と啓発を実施するとともに、所有者・管理者と消防組織と行政の三者による協力体制を構築し、事前に発生を防ぐ予防的措置と、発生後の被害を最小限に抑える初期対応が迅速に行われるよう、平素より連携していく。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域における文化財について、普及・啓発を積極的に行うことにより、文化財の周知を図るとともに保存・活用を促す。文化財の保存・活用が進むことにより、本市の歴史的風致がいつそう向上することが期待できる。

普及・啓発の方法としては、文化財のパンフレット作成や市ホームページの充実化を図る。文化財や歴史的風致を活用した企画展示や各種講座、イベント等の開催継続や、小中学校における歴史的風致教育の実施など、市民が文化財や歴史的風致に対して理解を深める機会を創出することで、歴史的風致の維持向上につなげていく。

また、熊本地震で被災した熊本城の復旧に市内外から資金を募る仕組みを活かし、歴史的風致を構成する建造物の貴重性を伝えていく。

来訪者が安心して快適に回遊できるよう、公共交通網の改善や周遊ルート of 整備、観光案内サイン等の整備を進める等、来訪者の受け入れ体制を整える。また、普及・啓発の担い手でもあるボランティアガイドについても引き続き、養成していく。

無形民俗文化財の担い手の育成や技術の伝承のため、過去から現在までの記録作成等に取り組むなど、円滑かつ確実に継承されていくよう努めるものとする。加えて、民俗芸能の継承等や歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対しては、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統文化等の普及啓発を図る。

<重点区域に関わる事業>

- 1-5. 町屋等活用促進事業【再掲】
- 3-1. 文化団体への助成事業（平成18年度～令和11年度）
- 3-2. 伝統技術普及継承事業（平成25年度～令和11年度）
- 3-3. 地域コミュニティづくり支援事業（令和2年度～令和11年度）
- 3-4. くまもと工芸会館管理運営事業【再掲】
- 4-1. 坪井川舟運検討（令和元年度～令和2年度）
- 4-2. 歴史・文化を活かした観光体験事業（令和2年度～令和11年度）
- 4-3. 観光周遊促進事業【再掲】
- 4-4. 熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行
(平成18年度～令和11年度)
- 4-5. 川尻米蔵利活用事業【再掲】
- 5-1. 「復興城主」募集事業（平成28年度～令和11年度）
- 5-2. 歴史文化体験学習事業（平成25年度～令和11年度）
- 5-3. 歴史まちづくり教育事業（令和2年度～令和11年度）
- 5-4. 情報発信推進事業【再掲】
- 5-5. 歴史まちづくり調査研究事業（令和2年度～令和11年度）

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内において、現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」は多数あり、これらの該当箇所では歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。また、開発等で埋蔵文化財が破壊されることがないように、地権者への周知を図るとともに、実際の開発に際しては十分な事前協議を行い、できるかぎり現状保存を図るものとする。開発による破壊を免れえない場合は、熊本市教育委員会の指示通知に基づき発掘調査等を実施して、記録保存を行う。

(8) 文化財の保存・活用に関わる住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に取り組む団体として、各地区の郷土史等研究会や NPO 法人等が活動を展開している。これらの団体が、文化財の保存・活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の補助支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供するなど、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図ることが重要である。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を、行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となる研究会・保存会等を育成・活用する仕組みを構築し、熊本市全体で歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。

<重点区域に関わる事業>

- 3-1. 文化団体への助成事業【再掲】
- 3-3. 地域コミュニティづくり支援事業【再掲】